

熊本県みどりの食料システム基本計画

この計画は、熊本県における環境負荷低減に資する農林水産業の実現に向けた取組みを定めるとともに、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」第16条に基づく基本計画に定める項目を包含しています。

令和5年3月

熊本県、熊本市、宇土市、宇城市、美里町、荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、天草市、上天草市、苓北町

目次

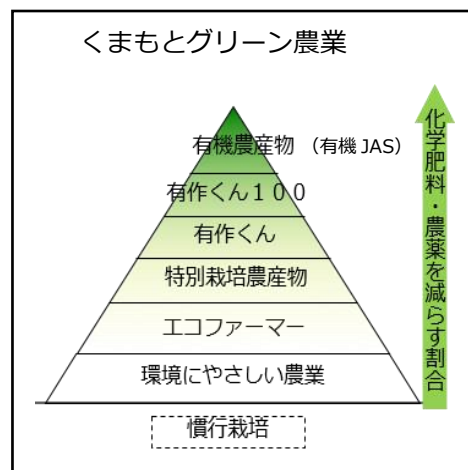
| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| I 策定の背景 | 1 |
| II 計画の期間 | 3 |
| III 県民の皆様をはじめとした消費者との協同 | 3 |
| 第1 推進方向 | 4 |
| 第2 推進方策 | 5 |
| I くまもとグリーン農業の推進(化学肥料及び農薬使用量の低減) | 5 |
| II CO ₂ のゼロエミッション化(温室効果ガスの削減) | 12 |
| III 推進方針・方策を基幹的に支える取組み | 16 |
| 第3 目標指標 | 21 |
| 第4 推進体制 | 21 |
| I 県の推進体制 | 21 |
| II 関係機関の連携 | 21 |
| 参考資料 | 23 |
| 1 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号) | |
| 2 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針(令和4年9月公表) | |

はじめに

I 策定の背景

本県では、温暖な島しょ部から山間高冷地まで、変化に富んだ気象条件や立地条件を生かして多様な農林水産業が営まれています。豊かな自然環境に恵まれるとともに、全国有数の食料基地である本県では、環境に配慮した農業の推進のため、平成2年度（1990年度）から「熊本県土づくり・減農薬運動」を展開し、全国に先駆けて土づくりを基本とした化学肥料や農薬の使用を極力減らした環境にやさしい農業の取り組みを行ってきました。

また、平成17年度（2005年度）からは、「くまもとグリーン農業」と改め、更なる体制の強化を図った後、平成27年（2015年）4月には、「地下水と土を育む農業推進条例」の施行とともに県民運動として、豊かな地下水と土を将来にわたって引き継ぐ取り組みを展開してきました。



一方で、地球規模での温暖化の進行は、異常気象の多発や生物多様性の損失など、環境全般に様々な影響を引き起こしています。特に、気象の影響を受けやすい農業においては、近年その影響が散見されます。地球温暖化対策については、平成27年（2015年）12月に「パリ協定^{※1}」が採択され、世界各国が「脱炭素社会」を目指した動きを進める中で、本県でも令和元年（2019年）12月に、国に先駆けて「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」宣言を行い、「ゼロカーボン社会・くまもと^{※2}」の実現に向け、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを進めています。

農業分野においては、令和2年（2020年）にEUは「Farm to Fork 戦略」、米国は「農業イノベーションアジェンダ」において、農業分野での環境負荷低減目標を設定するなど、環境に配慮した持続的農業の実現に向けた世界的な潮流の中、我が国においても、将来にわたり農林水産業及び食品産業の持続的な発展と国民に対する食料の安定供給の確保を図る観点から、令和3年（2021年）5月に「みどりの食料システム戦略」が策定されました。

さらに、この戦略の実現に向け令和4年（2022年）7月に「環境と調和のとれた食料システム^{※3}の確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどり法」という。）が施行され、同年9月に環境負荷低減事業活動の促進及びその基礎の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が示されました。

この基本方針の中で、環境と調和のとれた食料システムの確立により、将来にわたる農林水産業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保に寄与し、当該戦略を実現していくためには、農林水産物等の生産から販売に至る各段階で環境への負荷を低減し、当該農林水産物等の流通及び消費が広く行われることが重要であり、燃油や化学肥料の原料を海外からの輸入に依存する我が国において、環境負荷の低減を図る取組みを促進する中で国内資源を有効活用することは、食料安全保障の確立にも寄与するものと示されました。

これらのことから、国の基本方針に基づき、我が国の食料安全保障の一翼を担う本県において、これまでの取組みを踏まえた「くまもとグリーン農業の推進」と全国一の施設園芸面積を誇る本県での「CO₂ゼロエミッション化」の2つを本県の取組みの柱と位置づけ、「熊本県みどりの食料システム基本計画」を県内全市町村^{※4}と共同して策定します。

※1：平成27年（2015年）12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択された、令和2年（2020年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。「世界共通の長期目標として平均気温上昇を工業化以前から2℃より十分低く保つこと、1.5℃以下に抑える努力を継続すること」「主要排出国を含

むすべての国が削減目標を5年ごとに通報すること」等が盛り込まれた。

- ※2：2050年に県内のCO₂排出量実質ゼロ（CO₂の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡）を達成すること。
- ※3：「食料システム」とは農林水産物等の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体とし、「環境と調和のとれた食料システム」とは農林水産物等の生産の過程において環境への負荷の低減が図られ、かつ当該の農林水産物等の流通及び消費が広く行われる食料システム。
- ※4：熊本市、宇土市、宇城市、美里町、荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、天草市、上天草市、苓北町

Ⅱ 計画の期間

環境負荷低減の取組みを推進するとともにゼロカーボン社会の実現を目指し、この計画は、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの3カ年を計画年度とします。

Ⅲ 県民の皆様をはじめとした消費者との協同

みどり法では、消費者に対して環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、環境への負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めることを求めています。

一方、環境と農林水産業とを取り巻く諸課題は、農林水産業者だけでなく、消費者である県民の十分な理解を得た上で、県民一人ひとりの行動によって解決していく必要があるものです。さらに、食料安全保障や農林水産業の持つ多面的機能など、都市部の住民にも本県の農林水産業・農山漁村が果たす役割をしっかりと理解してもらうことが重要です。

したがって、本計画は、本県の農林水産業・農山漁村の維持、発展に向け、農林水産業者をはじめ県民総参加で取り組む方向性を示す指針であるとともに

に、県民に対するメッセージとしての性格を持っています。

第1 推進方向

国の基本方針においては、既に実用化されている有用な技術の導入を促進すること等により、2030年までに化学肥料及び農薬の低減等の目標達成を目指すとしています。本県においても、くまもとグリーン農業を更に推進し、農業者が現状より化学肥料及び農薬を削減できる多様な技術を導入できるように支援を行います。

特に輸入に依存する化学肥料については、社会情勢の変化により価格が高騰し、農業者の経営圧迫にも繋がっており、今後、持続的かつ安定的な農業経営への転換を図るためにも、輸入原料による化学肥料を低減した農業生産への転換を目指していきます。

また、全国一の施設園芸面積を誇る本県において、ハウスの加温機等から排出される温室効果ガスを削減する取組みを進めるとともに、林業・水産業においても燃油由来のCO₂削減を検討していきます。加えて、森林や海におけるCO₂吸収量を増加させる取組みを推進し、農林水産業におけるゼロカーボンの推進を図ります。

さらに、国の新技術の開発を注視しながら試験研究と普及活動の体制を強化し、生産現場での環境負荷軽減と高品質な農林水産物の安定生産に取り組み、**「環境にやさしい農林水産業」と「稼げる農林水産業」の両立を図ります。**

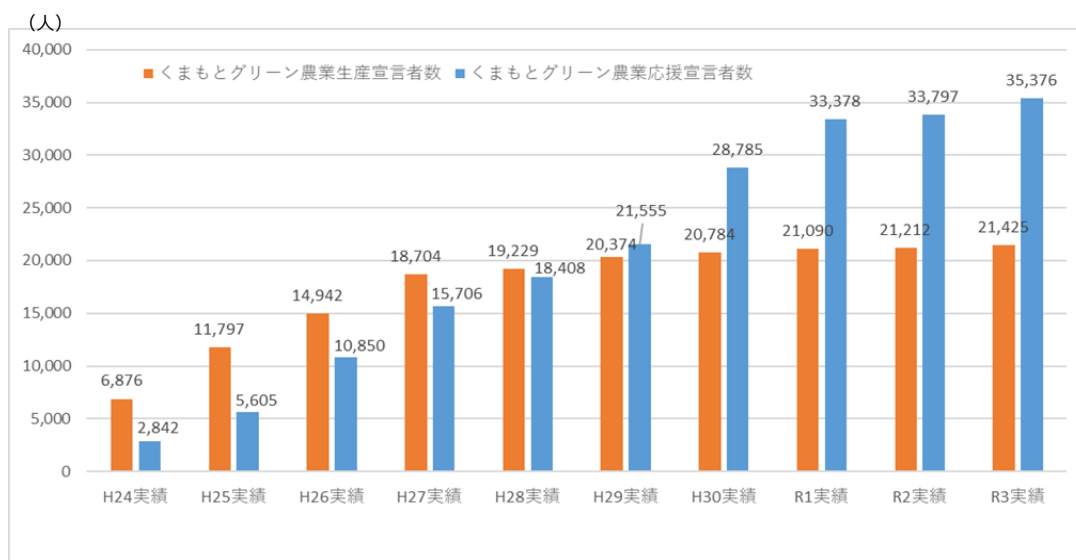
併せて、農林水産業者や農林水産業に携わる関係者のみならず、消費者にも環境への負荷の低減に資する農林水産物等に対する理解を深めてもらい、環境負荷低減により生産された農林水産物等を選択し、消費してもらうよう機運醸成を図るとともに、環境負荷の低減に資する農林水産物を購入できる機会の拡大を推進します。

第2 推進方策

I くまもとグリーン農業の推進（化学肥料及び農薬使用量の低減）

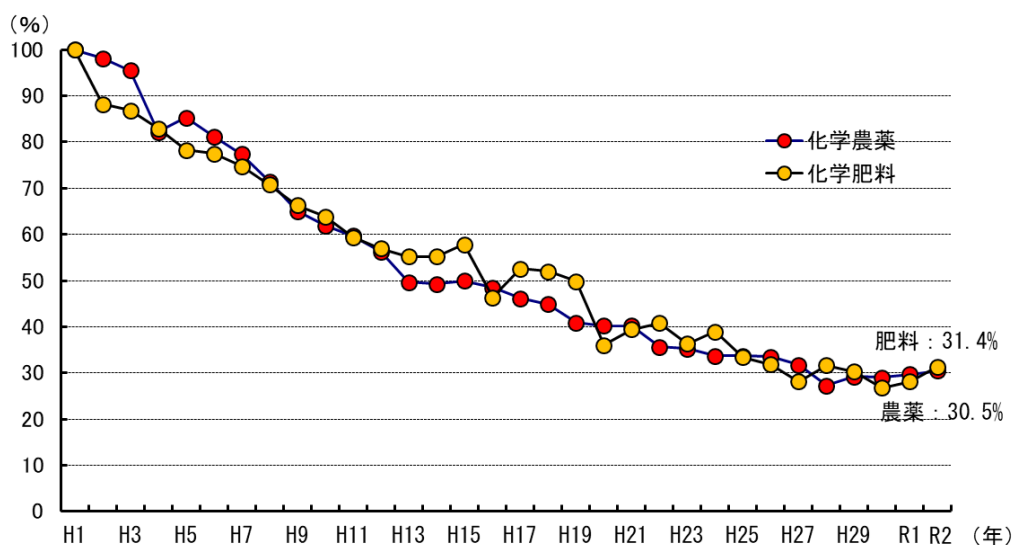
1 現状と課題

土づくり、化学肥料・農薬削減の取組みである「くまもとグリーン農業」（以下「グリーン農業」という。）を実践することを表明した「生産宣言者」の数は、平成23年度(2011年度)の制度発足以降、順調に増加しており（図1）、令和3年度(2021年度)現在、県内の販売農業者数の約65%に達しているところです。



■ 図1 くまもとグリーン農業生産宣言者数・応援宣言者数の推移
（令和4年3月末時点）

グリーン農業の推進をはじめとするこれまでの栽培管理についての研究や新たに開発された効率的・効果的な肥料・農薬の普及により、化学肥料及び農薬の使用量は大きく削減しています（図2）。

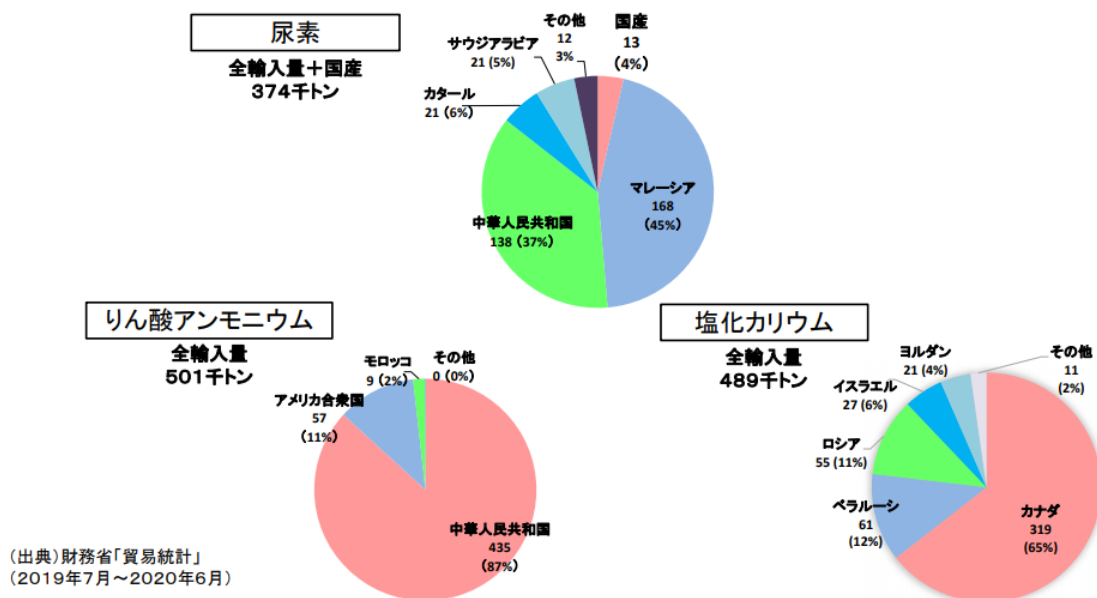


■ 図2 県内の化学肥料及び農薬の流通量の推移
(平成元年を100とする割合) ※熊本県農林水産部調べ

一方で、化学肥料及び農薬の使用を県の慣行レベルより 5 割以上低減する特別栽培や、有機農業等に取り組む農業者の数は、「生産宣言者」の 17.5% に留まっています。化学肥料及び農薬の使用量を更に低減するためには、特別栽培や有機農業等の割合を一層高める「グリーン農業の取組みの高度化」が必要です。

また、化学肥料原料の多くを海外に依存している我が国では（図3）、食料需要の増加等に伴う国際的な肥料需要の高まりや、ロシアのウクライナ侵攻、新型コロナウイルス感染症の拡大、中国における原料の輸出規制等の影響を受け、肥料価格の上昇が続いています。

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するためにも、家畜ふん尿や下水汚泥等の未利用資源を用いた肥料の開発や定着の支援、土壌診断に基づく過剰な施肥の抑制などを進めていく必要があります。



■ 図3 我が国の主な肥料原料の輸入相手国及び輸入量

2 取組内容

農家の所得向上と消費者への魅力ある農産物の提供を念頭に、本県において促進する環境負荷低減事業活動として、(1)に掲げる方策を実施し、グリーン農業の取組み拡大及び高度化を推進します。

なお、取組みの推進に当たっては、現地での実証展示ほを活用しながら環境負荷低減につながる新たな取組みや新技術の導入、普及・定着を図ります。

また、環境保全型農業直接支払等の各種補助事業を活用し、「適正施肥のための土壌分析や土づくり」、「化学肥料及び農薬削減につながる資材やスマート農業機械の導入」等の取組みを支援します。

(1) 持続可能な栽培体系への転換

【環境負荷低減事業活動※として求められる事業活動の内容（第2号関係）】

※農林水産業者が、農林水産業に由来する環境への負荷の低減を図るために自ら行う、土づくり、化学肥料及び農薬の使用低減の取組みを一体的に行う事業活動及び環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動。

①持続性の高い農業生産方式^{※5}を構築する技術及び総合防除の取組拡大

- 化学肥料及び農薬使用量の低減のため、土づくりを基本とし、化学肥料・農薬の低減技術である「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年(1999年)農林水産省令第69号）」に基づく技術（別表）及び「熊本県導入指針（持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針）」に基づく技術の更なる普及・定着を図ります。
- 病害虫の発生の予防を含む様々な防除方法^{※6}を組み合わせた総合防除を推進します。

※5：土づくりのための有機質資材の施用、肥料の施用及び有害動植物の防除に関する技術のうち土壌の性質を改善する効果が高いもの、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いもの及び化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものの各項目から1つ以上を選択し用いて行われる生産方式

※6：生物的防除（土着含む天敵の利用等）、物理的防除（防虫ネット、防蛾灯の利用等）、耕種的防除（抵抗性品種の利用、輪作等）、化学的防除（適期防除等）等

【別表】持続性の高い農業生産方式を構成する技術（旧：持続農業法）

ア 土壌の性質を改善する技術（土づくり）

| | |
|--------------|---|
| 堆肥等有機質資材施用技術 | 土壌診断を行い、その結果に基づき、堆肥等有機質資材であって窒素成分と炭素成分のバランスのとれたもの（炭素窒素比（C/N比）がおおむね10から150の範囲のもの）を施用する技術（堆肥、稲わら、作物残さ等） |
| 緑肥作物利用技術 | 土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術 |

イ 化学肥料低減技術

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 局所施肥技術 | 肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術（側条施肥、畝内施肥等） |
| 肥効調節型肥料施用技術 | 被覆肥料、緩効性肥料、硝酸化成抑制材入り肥料を施用する技術 |
| 有機質肥料施用技術 | 有機質を原料として使用する肥料を施用する技術 |

ウ 化学農薬低減技術

| | |
|--------------|---|
| 温湯種子消毒技術 | 種子を温湯に浸漬することにより、種子に付着した有害動植物を駆除する技術 |
| 機械除草技術 | 有害植物を機械的（物理的）方法により駆除する技術（草刈、防草シート） |
| 除草用動物利用技術 | 有害植物を駆除するための小動物（アイガモ、コイ等）を農地において放し飼いにする技術 |
| 生物農薬（天敵）利用技術 | 捕食性昆虫、寄生性昆虫のほか、拮抗細菌、拮抗糸状菌等を導入する技術（スワルスキーカブリダニ、タバコカスミカメ、ボアベリア菌等） |
| 対抗植物利用技術 | 土壌中の有害動植物を駆除し、又はその蔓延を防止する効果を有する植物を栽培する技術（マリーゴールド等） |
| 抵抗性品種・台木利用技術 | 有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術 |
| 天然物質由来農薬利用技術 | 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）別表2に掲げる農薬（有効成分が化学的に合成されていないものに限る）を利用する技術 |

| | |
|------------|--|
| 土壌還元消毒技術 | 土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術 |
| 熱利用土壌消毒技術 | 土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術（太陽熱土壌消毒、熱水土壌消毒、蒸気土壌消毒） |
| 光利用技術 | 有害動植物を駆除し、又はその蔓延を防止するため、有害動植物を誘引し、もしくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術（シルバーフィルム等の反射資材、黄色蛍光灯、紫外線除去フィルム等） |
| 被覆栽培技術 | 農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術（べたがけ栽培、雨よけ栽培、トンネル栽培、袋かけ栽培、防虫ネット等） |
| フェロモン剤利用技術 | 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有効成分とする薬剤を利用する技術（交信かく乱剤、フェロモントラップ等） |
| マルチ栽培技術 | 土壌の表面を有害動植物の蔓延を防止するための資材で被覆する技術 |

②土壌分析や作物の特性に基づく適正施肥

- グリーン農業に取り組む農業者の土壌分析を推進し、科学的なデータに基づく施肥を行うことにより、過剰な施肥を防ぐ取組みを推進します。
- 作物の生育ステージや特性に合わせた適正施肥等、化学肥料の低減を推進します。

③地域未利用資源等の利活用推進

- 化学肥料の低減に向けて、化学肥料に家畜ふん堆肥等を混ぜ合わせた指定混合肥料並びに下水汚泥・有害鳥獣などの地域未利用資源を活用した肥料の利用を推進します。

- 野草堆肥等の地域資源の利活用を推進します。
- 食品残渣の堆肥化及び利活用を推進します。

④グリーン農業の高度化推進

- 土づくりを基本とし、化学肥料及び農薬使用量の更なる低減によって、有作くん^{※7}を含めた特別栽培以上の取組みを拡大し、グリーン農業の高度化を図ります。

※7：熊本型特別栽培農産物（有作くん、有作くん100）

化学肥料や化学合成農薬の使用量や使用回数が県慣行レベルの5割以下等の生産基準に沿って生産ができたと認められる場合、県が認証する制度。有作くん100は、有作くんのうち栽培期間中に化学合成農薬及び化学肥料不使用のもの。

⑤スマート農業等の先端技術の導入推進

- 省力化や労働力不足に対応しつつ、安定した品質・収量を確保するため、環境負荷低減技術への活用が期待されるスマート農業等の先端技術の導入を推進します。
- 具体的には、自動草刈り機等の導入推進、ドローン等による効率的な圃場管理等の技術導入を推進します。

⑥その他環境負荷の低減を図るために行う取組み

- 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号：以下「みどりの食料システム法施行規則」）第一条第一項の農林水産業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動を推進します。

Ⅱ CO₂のゼロエミッション化（温室効果ガス※⁸の削減）

1 現状と課題

農林水産業は、食料の安定的な供給、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成等、様々な機能を通じて地域の経済を支えており、これら農林水産業の持つ多面的機能を維持し、発揮させるため、様々な施策を講じてきました。一方で、農林水産分野の生産活動はCO₂を排出する燃油等のエネルギー消費に大きく依存しているほか、水田や家畜等に係る農業生産活動に由来するメタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出量は日本におけるCH₄及びN₂Oの総排出量のおよそ3分の2を占めています。

農林水産分野における温室効果ガス削減対策は、低コスト化、エネルギーの安定的確保等に繋がり、持続可能な農林水産業の発展に寄与するものです。また、カーボンニュートラルという特性を有するバイオマス等の再生可能エネルギーの利活用や、日本の温室効果ガス吸収量の大部分を占める森林や農地及び海洋等の保全及び強化は、本県のゼロカーボン社会を実現していく上で重要です。

温暖化に伴う地球規模の気候変動について、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、今後、世界平均気温が上昇するにつれて、極端な高温が増えることはほぼ確実であり、熱帯や中緯度地域で大雨の頻度が増す可能性が非常に高いと指摘されており、日本における気候変動の将来予測においても、年平均気温は上昇し、大雨の頻度が増える一方で、降水日数の減少、さらに非常に強い台風は増加し、勢力を比較的維持したまま日本近海まで到達する可能性があると考えられています。

本県においても、近年、これまでにない豪雨、異常高温、勢力の強い台風などにより農業被害が発生しており、このような災害の頻発化・激甚化の傾向は、今後もさらに進展することが懸念されています。

また、農業分野においても、既に影響が見られる米やかんきつ、トマト等の品質低下、暑熱環境下における家畜の生産性低下に加え、今後さらに温暖化が進むことで、農作物の収量や品質の低下、栽培適地の変化などが予測されています。

これらに対応するため、県では新たな技術の開発や耐暑性品種の育成・導入を進めています。

また、平成 24 年度（2012 年度）から加温施設における省エネ設備であるヒートポンプや木質バイオマスボイラー等の導入を推進し、令和 3 年度（2021 年度）末時点で 51ha の施設に導入されています。

農林水産業において、CO₂ 排出削減および吸収増大の取組みを更に加速化させていくことが重要です。

※ 8 : 太陽からの熱を地球に封じ込め地球を暖める働きがあるもので、主に以下のようなものがあります。

| 温室効果ガス | 地球温暖化係数 (※温室効果の程度を示す値) | 性質 | 排出源など |
|---------------------------|---------------------------|--|---------------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 1 | 代表的な温室効果ガス | 化石燃料の燃焼など。 |
| メタン(CH ₄) | 25 | 天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。 | 稲作、家畜の腸内発酵など。 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 298 | 数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。 | 燃料の燃焼など。 |

出典データ：JCCCA HP

2 取組内容

農林水産業における CO₂ のゼロエミッション化に向けて、CO₂ の排出削減・吸収促進の両面から以下の 2 つの方策を実施します。

(1) 温室効果ガスの排出削減等

【環境負荷低減事業活動※として求められる事業活動の内容（第2号関係）】

※農林水産業者が、農林水産業に由来する環境への負荷の低減を図るために自ら行う、温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動及び環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動。

①省エネ施設・機械及び新エネルギー等の導入推進

- 施設園芸をはじめとする農業において、CO₂排出量を削減するため、燃油の消費を極力減らす省エネ施設・機械やヒートポンプ等の導入を推進します。
- 特に施設園芸において、内張・外張の多層化や被覆資材、自動環境制御装置等を活用するなど、効率的な栽培管理方法を推進します。
- 畜産において、強制発酵等の温室効果ガスの発生量が少ない家畜排せつ物の管理方法への転換を進めるとともに、取組みに必要な施設等の導入を推進します。
- 化石燃料に替わる新たなエネルギー源の検討を行います。

②加温に頼らない作型や品種への転換など新たな栽培方法等の導入推進

- 加温を行う施設園芸において、加温期間を短縮する作型や低温伸張性品種への転換、変温管理や局所加温技術の導入等、CO₂排出削減に資する栽培方法等への転換を推進します。
- 水田において、CH₄等の削減に繋がる中干し期間の延長、秋耕等の実施の取組みを推進します。
- 畜産において、温室効果ガス（CH₄、N₂O）削減に資する飼養管理（飼料の給餌・給与等）の取組みを推進します。
- 生分解性マルチの利用を促進して、廃プラスチックの排出抑制を推進します。
- CO₂排出削減につながる不耕起栽培の取組みを検討します。

③有機物の施用による土壌炭素貯留推進

- 農地へのバイオ炭、緑肥（カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培等の取組合む）、堆肥等の有機物の施用により、炭素の土壌中への貯留を推進します。

④林業における CO₂ 削減の取組み

- 燃料燃焼による CO₂ 排出量を削減するため、木材生産等に必要な省エネ型高性能林業機械の導入を推進します。
- 特用林産物生産に必要な乾燥設備等について、省エネ型機器、設備の導入を推進します。

⑤水産業における CO₂ 削減の取組み

- 燃料燃焼による CO₂ 排出量を削減するため、省エネ型漁船用エンジンや発電機関等の省エネ機器設備等の導入を推進します。
- ICT を活用した自動給餌機等の導入を推進し、給餌の効率化による燃油使用量削減を図ることで、CO₂ の排出量の削減を推進します。

⑥その他の取組み

- みどりの食料システム法施行規則第一条第一項の農林水産業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動を推進します。

(2) 温室効果ガスの吸収促進

注) 本項目に記載されている取組みの内容はみどり法に基づく環境負荷低減事業活動として求められる事業活動には該当しません。

①優良農地の確保と有効活用による CO₂ 吸収促進

- 田畑の作物や果樹や草地など、農作物に本来備わっている CO₂ 吸収源としての役割を踏まえ、農地の有効活用による適正な栽培・管理を推進します。

②農地土壌における炭素貯留促進

- 農地へのバイオ炭、緑肥、堆肥等の有機物の施用により、炭素の土中貯留を推進します。【再掲】

③適切な森林整備等によるCO₂ 吸収促進

- 「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用が重要であることから、県産木材の利用促進を図るとともに、伐採後の再造林や間伐を推進します。
- 成長が優れたエリートツリーは、CO₂ 吸収効果のほか、下刈りや伐期の短縮によるコスト縮減が期待されることから、苗木生産の拡大と現場への普及を促進します。
- J-クレジット制度による森林経営の取組みや森林吸収量認証制度による企業・法人等の森林整備の取組みを推進します。

④浅海域での藻場造成など海中におけるCO₂ 吸収促進

- 水産業者等による藻場・干潟等の維持や保全等の活動を推進します。
- 着定基質の設置や母藻投入、食害生物の駆除などハードとソフトが一体となった対策の実施により、藻場の保全と創造を推進します。

Ⅲ 推進方針・方策を基幹的に支える取組み

【第4号から第6号関係等】

※ I、IIの取組みをより推進するため、以下の方策を実施します。

(1) 基盤確立事業^{※9}の導入・普及推進

- 民間企業や学術機関との連携を図りながら、試験研究機関においては、化学肥料及び農薬の使用量低減やヒートポンプの高度利用等に効果が期待できる試験研究に取り組みます。加えて、肥料が施用された土壌の実態調査と改善対策、農耕地から地下水等への窒素流出軽減のための合理的施肥技術、温暖化等の外部環境変化に応じた施肥法等の研究

を行います。

- 特に、化学肥料の低減が期待できる下水汚泥や有害鳥獣、魚類などを活用した代替肥料の可能性を検討します。
- 畜産において、BOD^{※10} 監視システムによる窒素除去能力の高い污水处理技術の開発（水質の変化に対応した高度な曝気制御）と普及を推進します。
- 林業において、県有林に植栽実証・展示林を設置するとともに、地域のニーズに合った特定母樹の開発に取り組みます。

※9：農林水産業者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう先端的な技術・機械等の開発・実証、販路拡大などを行う事業であり、試験研究機関や普及組織、民間企業などが開発した新たな技術・機械等の導入や普及を推進します。

※10：BOD は、生物化学的酸素要求量のことであり、水汚れの指標となる。

(2) スマート農業等の有効活用及び農業支援サービス事業体の育成

- 試験研究機関等と連携を図りながら、収量データやセンシング技術によるデータに基づいた肥培管理技術や燃油削減技術、ドローンや無人防除機等によるピンポイント防除等の技術、スマート農業や生物資材を活用した化学農薬低減技術の体系化について実証し、農業現場への普及を検討します。
- スマート農業の導入に対応した農地の区画拡大や RTK-GNSS^{※11} を活用した自動操舵システム等の導入により労力軽減の取組みを推進します。
- 農作業の省力化や労働力の補完を見据えて、集落営農等でのコントラクターやサービス事業体の育成、スマート農機等のシェアリング等について推進します。

※11：GNSS の位置情報を R T K 基地局が受信し、誤差の補正情報を作業機械に送信することで、位置情報の精度を誤差数センチにまで高めるシステムである。R T K 基地局には、情報の到達範囲が 1 km 程度で移

動式の簡易なものから、半径30kmほどまでカバーできる固定式のものまで様々なものがある。

(3) 有機農業の取組拡大に向けた環境整備

- 有機農業の面積拡大を図るためには、農薬等のドリフト防止のための緩衝地帯^{※12}の設置や、農業機械等の効率的利用の観点から有機農地を集約する団地化の取組みを推進し、緩衝地帯の設置の最小化等、農地の有効活用と農作業の効率化を図ります。
- 有機農業者の技術向上や経営安定に向けた講習会等の開催を支援するとともに、新たに有機農業に取り組む農業者等が、技術の情報や指導を速やかに得られるよう、ベテランの有機農業者がオンライン等で助言を行うサポート体制の整備や有機農業の事例などの情報提供を進めます。

※12：慣行栽培農地と有機栽培農地が隣接している場合に、作物を植えない地帯や有機農産物として取扱わない地帯のこと。

(4) 耕畜連携の推進

① 堆肥の高品質化の推進

- グリーン農業に取り組む農業者のニーズに合った高品質な堆肥の生産や効果的な利用に係る研修会等を実施します。
- 家畜排せつ物やその他の未利用資源を有効に活用し、グリーン農業（化学肥料の低減）に資する高品質な堆肥の生産に取り組むための施設や機械整備の取組を支援します。

② 堆肥の広域流通及び利活用の推進

- 土づくりのための堆肥広域流通に資するペレット化等に必要な施設や機械等の整備を進めます。
- 堆肥を生産する畜産地帯と堆肥を利用する耕種地帯のコーディネート等を行い、耕畜連携による広域流通の更なる促進を図るとともに、堆肥

の保管施設や運搬に必要な車両等の整備を推進し、堆肥を県内広範囲で利用しやすい環境を整えます。

③国産濃厚飼料（飼料用米等）への転換推進

- 自給飼料を基盤とする生産性の高い畜産業を推進するために、飼料生産受託組織等の作業の効率化やTMR^{※13}の普及等を推進することで、畜産農家における飼料の生産・調製に関する労力を軽減し、飼料自給率の向上を図ります。
- 耕畜連携により、水田等を活用した飼料用米、子実用トウモロコシ等の国産濃厚飼料の生産拡大を図ります。
- 飼料用米やWCS^{※14}用稲及びエコフィード等の自給飼料を主体とするTMRを活用した特色ある畜産物生産の取組みを支援します。

※13：Total Mixed Rationの略称で、粗飼料と濃厚飼料、ミネラル・ビタミン等を牛の健康を考えバランス良く混合した飼料（混合飼料）のこと。

※14：稲発酵粗飼料（ホールクロップサイレージ：WCS）とは、稲の米粒が完熟する前（糊熟期～黄熟期）に、穂と茎葉を同時に刈取り、サイレージ化した粗飼料。

（5）環境にやさしい農林水産物の流通拡大と消費者への理解促進

①グリーン農産物の流通促進と消費者への理解促進

- 農林水産業者による環境に配慮した取組み等に対し、消費者の理解を進め協力が得られるよう、環境にやさしい農林水産物等の購入機会拡大を進めます。
- 「くまもとグリーン農業ホームページ」等を通じて、環境にやさしい農産物や加工品等の情報発信を推進します。
- 消費者がCO₂を削減した農林水産物を選択できるよう、CO₂削減の「見える化」を検討します。
- 学校給食等でのグリーン農産物等の利用に向けた環境整備を行います。
- 子ども達が農林水産物の役割や多面的機能への寄与などを学ぶ機会を

増やし、グリーン農産物等への理解の醸成を進めます。

- 県内の流通業者と生産者が連携し、環境に配慮した農産物を集出荷できる新たな仕組みを構築することで、安定的かつ効率的な供給体制を整え、有機農産物を含む環境に配慮した農産物の販路を広げます。

②安全・安心な農林水産物生産の取組推進

- 安全・安心で信頼・魅力のある農林水産物生産のため、GAP等の各種認証制度の導入を推進し、食の安全の「見える化」を行います。
- 農産物では、GAP指導員の育成等に取り組み、市場から選ばれる産地や輸出に対応し得る産地の育成を目指すとともに、農業経営上のリスク回避や経営改善に役立てることができる国際水準GAPの取組を推進します。
- 畜産物では、畜産GAPの導入等により抗菌性物質の適正使用を図り、安全な畜産物の供給を推進します。
- 林産物では、持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨にも適合する森林認証の取得拡大を図り、森林認証材の供給力の優位性を発展させ、県産木材の需要拡大につなげていきます。
- 水産物では、熊本県適正養殖業者認証制度の推進など、適正な給餌管理や養殖漁場の底質保全等による養殖漁場環境に配慮した養殖を推進します。

第3 目標指標【環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標（第1号関係）】

| 目標指標 | 現状 (平成29年度) | 目標 (令和6年度) |
|------------------------------|----------------|---------------|
| 本県の化学肥料の削減割合 | — | 20%(H29比) |
| 本県の化学農薬の削減割合 | — | 20%(H29比) |
| 施設園芸の加温面積における燃油使用削減に取り組む面積割合 | 50% | 90% |

注：化学肥料及び農薬の削減割合は「第2期地下水と土を育む農業の推進に関する計画（令和2～6年度）」によるものであり、県内の流通量に基づく。

第4 推進体制【その他環境負荷低減事業活動の促進等に関する事項（第6号関係）】

I 県の推進体制

みどりの食料システムを推進するためには、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組みにおいて、総合的に施策を講じる必要があります。

このため、これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、県の連携体制を強化します。

II 関係機関の連携

みどりの食料システムの推進においては、農林水産業者、消費者及びその他の関係者との連携が重要であり、学識経験者、流通業者、県及び農林水産団体等の代表で構成する「熊本県みどりの農林水産業推進協議会」を立ち上げ、関係機関との連携を強化していきます。

また、国や県、市町村、地域のネットワーク、地域の協議会や生産出荷組織等の関係団体で連携を取りながら、推進を図っていきます。

加えて、県と市町村で連携し、地域の特性や実態を踏まえつつ、特定区域の設定に努めるなど、モデル的な取組みの創出を推進していきます。

熊本県みどりの農林水産業推進協議会 構成 (令和4年11月末時点)

| | |
|-----------|------|
| 農林水産団体 | 8名 |
| 農業・生産指導団体 | 2名 |
| 流通・販売業者 | 3名 |
| 農業機械団体 | 1名 |
| 行政（県、市町村） | 3名 |
| 教育関係 | 1名 |
| 学識経験者 | 1名 |
| | 計19名 |

【参考資料】

法律第三十七号（令四・五・二）

◎環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条－第六条）

第二章 国が講ずべき施策（第七条－第十四条）

第三章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針等（第十五条－第十八条）

第四章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立のための措置

第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に係る措置（第十九条－第三十条）

第二節 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置（第三十一条－第三十八条）

第三節 認定基盤確立事業実施計画に係る措置（第三十九条－第四十四条）

第五章 雑則（第四十五条－第五十条）

第六章 罰則（第五十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「食料システム」とは、農林水産物等（農林水産物及び食品（全ての飲食物のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。

2 この法律において「環境と調和のとれた食料システム」とは、農林水産物等の生産等（生産、製造、加工及び流通（輸送、保管、販売その他の取扱いの過程をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の過程において環境への負荷の低減が図られ、かつ、

当該農林水産物等の流通及び消費が広く行われる食料システムをいう。

- 3 この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）となっている法人を含む。）をいう。
- 4 この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業（当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う農林漁業を含む。第十九条第五項第二号及び第二十一条第五項第二号において同じ。）の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷（以下この条、第三章及び第四章において「環境負荷」という。）の低減を図るために行う次に掲げる事業活動をいう。
 - 一 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動
 - 二 温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。第十条において同じ。）の量の削減に資する事業活動
 - 三 前二号に掲げるもののほか、環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動
- 5 この法律において「基盤確立事業」とは、環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う次に掲げる事業をいう。
 - 一 先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進に関する事業
 - 二 新品種の育成に関する事業
 - 三 環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業
 - 四 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業
 - 五 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓に関する事業
 - 六 前号に規定する農林水産物の流通の合理化に関する事業

（基本理念）

第三条 環境と調和のとれた食料システムは、気候の変動、生物の多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中で、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保を図るためには、農林水産物等の生産等の各段階において環境への負荷の低減に取り組むことが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムに対する農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより、その確立が図られなければならない。

- 2 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠であることを踏まえ、その実現に資する技術の研究開発及

び活用の推進並びに農林水産物等の円滑な流通の確保が図られなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境と調和のとれた食料システムの確立を図る上で必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムの確立に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び消費者の努力)

第六条 農林漁業者、食品産業の事業者その他の食料システムに関連する事業を行う者は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、農林水産物等の生産等の過程において、環境への負荷の低減に資するための生産等の方式の導入、資材及び原材料の調達、農林水産物等の流通の確保その他の取組を行うよう努めなければならない。

2 消費者は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、環境への負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めなければならない。

第二章 国が講ずべき施策

(食料システムの関係者の理解の増進)

第七条 国は、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者が環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深めるよう、環境への負荷の低減に関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(技術の研究開発の促進)

第八条 国は、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の研究開発が促進されるよう、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、都道府県及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、研究者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な措置を講ずるものとする。

(技術の普及の促進)

第九条 国は、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の普及が促進されるよう、当該技術の活用に関する情報の提供、地域の特性に応じた普及事業の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する生産活動の促進)

第十条 国は、農林水産物の生産において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式の導入、農林漁業における温室効

果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化、水産資源の適切な保存及び管理を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する原材料の利用の促進)

第十一条 国は、食品の製造及び加工において環境への負荷の低減に資する原材料の継続的な利用が促進されるよう、当該原材料の生産等の状況に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する農林水産物等の流通の合理化の促進)

第十二条 国は、農林水産物等の流通において環境への負荷の低減が図られ、かつ、消費者が環境への負荷の低減に資する農林水産物等を容易に入手することができるよう、当該農林水産物等の流通の合理化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する農林水産物等の消費の促進)

第十三条 国は、農林水産物等の消費に際し、環境への負荷の低減に資するものが選択されるよう、消費者への適切な情報の提供の推進、食育の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(評価手法等の開発)

第十四条 国は、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者が農林水産物等の生産等における環境への負荷の低減の状況を把握できるよう、これを的確に把握し、及び評価する手法の開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針等

(基本方針)

第十五条 農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 環境負荷低減事業活動の促進の意義及び目標に関する事項

二 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的な事項

三 特定環境負荷低減事業活動（集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高めるものとして農林水産省令で定める環境負荷低減事業活動をいう。以下同じ。）の促進を図る区域（以下「特定区域」という。）の設定に関する基本的な事項

四 次条第一項に規定する基本計画の作成に関する基本的な事項

五 基盤確立事業の実施に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項

3 基本方針は、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）第六条第一項に規定する基本方針並びに地球温暖化の防止を図るための施策及び生物の多様性の保全を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければな

らない。

- 4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

第十六条 自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができる。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標
 - 二 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項
 - 三 特定区域を定める場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該特定区域の区域
 - ロ 当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項
 - 四 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項
 - 五 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項
- 3 市町村及び都道府県は、基本計画において前項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該事項の案を、当該基本計画に当該事項を定めようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、都道府県に意見書を提出することができる。
- 5 基本計画は、有機農業の推進に関する法律第七条第一項に規定する推進計画、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第十三条第一項に規定する生物多様性地域戦略、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町

村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

- 6 基本計画は、環境負荷低減事業活動の促進が効果的かつ効率的に図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。
- 7 農林水産大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、第一項の同意をするものとする。
 - 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 基本計画の実施が当該基本計画を作成した市町村の区域における環境負荷の低減に相当の効果を及ぼすものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 8 農林水産大臣は、基本計画について第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 9 市町村及び都道府県は、基本計画が第一項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画の変更)

第十七条 市町村及び都道府県は、前条第一項の同意を得た基本計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市町村及び都道府県は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 前条第三項、第四項及び第七項から第九項までの規定は、第一項の規定による基本計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第十八条 農林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十六条第一項の同意をした基本計画(前条第一項の規定による変更の同意又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。

第四章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立のための措置

第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に係る措置

(環境負荷低減事業活動実施計画の認定)

第十九条 同意基本計画を作成した市町村の区域において環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画(当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「環境負荷低減事業活動実施計画」という。)を作成し、当該区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合において、農林漁業者が共同して環境負荷低減事業活動実施計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者

- を定め、これをその認定を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 環境負荷低減事業活動実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標
 - 二 環境負荷低減事業活動の内容及び実施期間
 - 三 環境負荷低減事業活動の実施体制
 - 四 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法
 - 3 環境負荷低減事業活動実施計画には、認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う次に掲げる措置に関する事項を含めることができる。
 - 一 環境負荷低減事業活動を行うために不可欠な資材として農林水産省令で定めるものの提供に関する措置
 - 二 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置
 - 4 環境負荷低減事業活動実施計画には、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する措置に関する事項のほか、環境負荷低減事業活動（同項に規定する措置を含む。以下同じ。）の用に供する設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）の導入を行う場合における次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容
 - 二 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
 - ロ その他農林水産省令で定める事項
 - 5 都道府県知事は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る環境負荷低減事業活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なものであること。
 - 二 当該環境負荷低減事業活動が環境負荷の低減及び当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。
 - 三 当該環境負荷低減事業活動に農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第二条に規定する農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）が含まれる場合には、同法第七条の規定により同法第六条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
 - 四 当該環境負荷低減事業活動に林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置（林業経営又は木材産業経営の改善を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。以下「林業・木材産業改善措置」という。）が含まれる場合には、同法第八条の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

- 五 当該環境負荷低減事業活動に沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第二項に規定する経営等改善措置（沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）に限る。以下「経営等改善措置」という。）が含まれる場合には、同法第八条第一項の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
- 六 当該環境負荷低減事業活動に処理高度化施設（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号。以下「家畜排せつ物法」という。）第七条第二項第二号に規定する処理高度化施設をいう。以下同じ。）の整備が含まれる場合には、家畜排せつ物法第九条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
- 6 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、環境負荷低減事業活動に第三項第二号に掲げる措置（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。）第二条第三項に規定する食品等の流通の合理化（以下「食品等の流通の合理化」という。）に限る。）が含まれるときは、当該措置について、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、農林水産大臣は、当該措置が食品等流通法第五条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。
- 7 農林水産大臣は、前項の規定による協議があったときは、遅滞なく、その内容を当該協議に係る措置に係る事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。
- 8 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

（環境負荷低減事業活動実施計画の変更等）

第二十条 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、当該認定に係る環境負荷低減事業活動実施計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者に係る同条第三項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者を含む。第二十六条において「認定環境負荷低減事業活動農林漁業者」という。）が当該認定に係る環境負荷低減事業活動実施計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。第二十三条において「認定環境負荷低減事業活動実施計画」という。）に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すこ

とができる。

- 4 前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定)

第二十一条 同意基本計画において定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う特定環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「特定環境負荷低減事業活動実施計画」という。）を作成し、当該特定区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合には、第十九条第一項後段の規定を準用する。

- 2 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標
- 二 特定環境負荷低減事業活動の内容及び実施期間
- 三 特定環境負荷低減事業活動の実施体制
- 四 特定環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法
- 五 特定環境負荷低減事業活動実施計画の達成状況の評価に関する事項

- 3 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う次に掲げる措置に関する事項を含めることができる。

- 一 特定環境負荷低減事業活動を行うために不可欠な資材又は機械類その他の物件として農林水産省令で定めるものの提供に関する措置
- 二 特定環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置

- 4 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する措置に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 特定環境負荷低減事業活動（前項に規定する措置を含む。以下この節において同じ。）の用に供する設備等の導入を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容

- ロ 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

(2) その他農林水産省令で定める事項

- 二 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たっての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「補助金等適正化法」という。）第二十二条に規定する財産をいう。以下同じ。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。第三十九条第三項第二号において同じ。）に関する事項

- 5 都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該特定環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なものであること。
 - 二 当該特定環境負荷低減事業活動が地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものであると認められ、かつ、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。
 - 三 当該特定環境負荷低減事業活動に農業改良措置が含まれる場合には、農業改良資金通法第七条の規定により同法第六条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
 - 四 当該特定環境負荷低減事業活動に林業・木材産業改善措置が含まれる場合には、林業・木材産業改善資金助成法第八条の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
 - 五 当該特定環境負荷低減事業活動に経営等改善措置が含まれる場合には、沿岸漁業改善資金助成法第八条第一項の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
 - 六 当該特定環境負荷低減事業活動に処理高度化施設の整備が含まれる場合には、家畜排せつ物法第九条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
 - 七 当該特定環境負荷低減事業活動実施計画に前項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ(1)の土地が指定市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の区域以外の区域内にある農地（耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）であり、前項第一号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、同法第四条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合には、同条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - 八 当該特定環境負荷低減事業活動実施計画に前項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ(1)の土地が指定市町村の区域以外の区域内にある農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）であり、同号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地又は採草放牧地である当該土地を農地又は採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合には、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 6 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事

業活動実施計画に次の各号に掲げる事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 第三項第二号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）に関する事項 農林水産大臣

二 第四項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ(1)の土地が農地又は採草放牧地であり、同号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。第十二項から第十四項までにおいて同じ。）であって、指定市町村の区域内にある土地に係るもの 当該指定市町村の長

三 第四項第二号に掲げる事項 農林水産大臣

7 農林水産大臣は、前項の規定による同項第一号に掲げる事項についての協議があった場合において、当該事項が食品等流通法第五条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、前項の同意をするものとする。

8 農林水産大臣は、第六項の規定による同項第一号に掲げる事項についての協議があったときは、遅滞なく、その内容を当該事項に係る事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。

9 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べるることができる。

10 指定市町村の長は、第六項の規定による同項第二号に掲げる事項についての協議があった場合において、当該事項が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

11 農林水産大臣は、第六項の規定による同項第三号に掲げる事項についての協議があった場合において、同項の同意をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

12 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（四ヘクタールを超える農地を含む土地に係るものに限り、指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

13 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事

業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について、あらかじめ、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

- 14 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載されている第四項第一号イ及びロに掲げる事項が三十アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 15 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
- 16 第十二項から前項までの規定は、指定市町村の長が第六項の同意をしようとするときについて準用する。この場合において、第十二項中「第四項第一号イ及びロに掲げる事項（）」とあるのは「第六項第二号に掲げる事項（）」と、「限り、指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く」とあるのは「限る」と、「当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項」とあるのは「当該事項」と、第十三項中「場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について」とあるのは「ときは」と読み替えるものとする。
- 17 都道府県知事は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該特定環境負荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 18 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 19 都道府県知事は、第六項第一号又は第三号に掲げる事項が記載された特定環境負荷低減事業活動実施計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

（特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更等）

第二十二条 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、当該認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者に係る同条第三項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者を含む。以下「認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者」という。）が当該認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画（第一項の規定

による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定環境負荷低減事業活動実施計画」という。)に従って特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第五項から第十九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(農業改良資金融通法の特例)

第二十三条 認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画(以下「認定計画」という。)に従って行われる環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動(以下「認定事業活動」という。)に農業改良措置が含まれる場合における当該農業改良措置についての農業改良資金融通法の規定の適用については、当該認定計画に係る認定があったことをもって、同法第六条第一項(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。)にあつては、十二年)」とあるのは「十二年」と、同法第五条中「次条第一項の認定に係る農業改良措置に関する計画」とあるのは「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)第二十三条に規定する認定計画」とする。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第二十四条 認定事業活動に林業・木材産業改善措置が含まれる場合における当該林業・木材産業改善措置についての林業・木材産業改善資金助成法の規定の適用については、当該認定計画に係る認定があったことをもって、同法第七条第一項(同法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の認定があったものとみなす。

2 前項の場合において、林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金であつて、前項の林業・木材産業改善措置を行うのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。次条第二項において同じ。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第二十五条 認定事業活動に経営等改善措置が含まれる場合における当該経営等改善措置についての沿岸漁業改善資金助成法の規定の適用については、当該認定計画に係る認定があったことをもって、同法第七条第一項(同法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の認定があったものとみなす。

2 前項の場合において、沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項に規定する経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、前項の経営等改善措置を行うのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(家畜排せつ物法の特例)

第二十六条 認定事業活動に処理高度化施設の整備が含まれる場合には、当該処理高度化施設の整備を行う認定環境負荷低減事業活動農林漁業者又は認定特定環境負荷低

減事業活動農林漁業者（第四十六条第一項において「認定農林漁業者」という。）を家畜排せつ物法第九条第一項の認定を受けた者と、認定計画（当該処理高度化施設の整備に関する部分に限る。）を家畜排せつ物法第十条第二項に規定する認定処理高度化施設整備計画とそれぞれみなして、家畜排せつ物法第十一条の規定を適用する。

（食品等流通法の特例）

第二十七条 認定事業活動に第十九条第三項又は第二十一条第三項に規定する者が行う食品等の流通の合理化が含まれる場合には、これらの者を食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者と、認定計画（当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。）を同条第二項に規定する認定計画と、認定事業活動（当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。）を食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業とそれぞれみなして、食品等流通法第七条の規定を適用する。

（農地法の特例）

第二十八条 認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認定特定環境負荷低減事業活動実施計画（第二十一条第四項第一号イ及びロに掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び次条において同じ。）に従って同号ロの施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2 認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って第二十一条第四項第一号ロの施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例）

第二十九条 認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第三条第一項の規定により指定された集約酪農地域をいう。）の区域内にある草地において第二十一条第四項第一号ロの施設を整備するために行う行為については、同法第九条の規定は、適用しない。

（財産の処分の制限に係る承認の手續の特例）

第三十条 認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認定特定環境負荷低減事業活動実施計画（第二十一条第四項第二号に掲げる事項が記載されているものに限る。）に従って特定環境負荷低減事業活動を行う場合には、当該認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定があったことをもって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなす。

第二節 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

（協定の締結等）

第三十一条 同意基本計画において定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地（農地又は採草放牧地をいう。以下この節において同じ。）について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目

的とする権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「農用地所有者等」という。）は、当該特定区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業（有機農業の推進に関する法律第二条に規定する有機農業をいう。以下この条において同じ。）の生産団地を形成するため、市町村長（次項第一号に規定する協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、都道府県知事。以下この節において同じ。）の認可を受けて、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができる。

- 2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 協定の対象となる農用地の区域（以下「協定区域」という。）
 - 二 有機農業及びそれ以外の農業における栽培の管理に関する事項
 - 三 協定の有効期間
 - 四 協定に違反した場合の措置
 - 五 その他必要な事項
- 3 協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。
- 4 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。
- 5 協定の有効期間は、五年を超えてはならない。
（協定の縦覧等）

第三十二条 市町村長は、前条第一項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該協定について、市町村長に意見書を提出することができる。
（協定の認可）

第三十三条 市町村長は、第三十一条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

- 一 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。
- 二 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。
- 三 協定の内容が同意基本計画の達成に資すると認められるものであること。

- 2 市町村長は、第三十一条第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村（協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、都道府県）の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

（協定の変更）

第三十四条 第三十一条第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定において定めた事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(協定の効力)

第三十五条 第三十三条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になった者に対しても、その効力があるものとする。

(協定の廃止)

第三十六条 第三十一条第一項又は第三十四条第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(協定の認可の取消し)

第三十七条 市町村長は、第三十一条第一項又は第三十四条第一項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第三十三条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第三十八条 第三十一条第一項又は第三十四条第一項の認可を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地について所有権以外の第三十一条第一項に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域（次項において「農用地区域」という。）として定めるべきことを要請することができる。

2 前項の規定による要請に基づき、市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項まで（これらの規定を同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第三節 認定基盤確立事業実施計画に係る措置

(基盤確立事業実施計画の認定)

第三十九条 基盤確立事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、基盤確立事業の実施に関する計画（以下「基盤確立事業実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。この場合において、基盤確立事業を行おうとする者が共同して基盤確立事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその認定を受けようとする主務大臣に提出しなければならない。

2 基盤確立事業実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に関する目標

- 二 基盤確立事業の内容及び実施期間
 - 三 基盤確立事業の実施体制
 - 四 基盤確立事業に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 基盤確立事業実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 基盤確立事業の用に供する設備等の導入を行う場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容
 - ロ 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
 - (2) その他主務省令で定める事項
 - 二 基盤確立事業の実施に当たっての補助金等交付財産の活用に関する事項
- 4 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る基盤確立事業実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該基盤確立事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - 二 当該基盤確立事業が環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること。
 - 三 当該基盤確立事業に食品等の流通の合理化が含まれる場合には、食品等流通法第五条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
- 5 主務大臣は、第三項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ(1)の土地が農地又は採草放牧地であり、同号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている基盤確立事業実施計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この条において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該事項が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。
- 一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - 二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

- 6 都道府県知事等は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。
- 7 第二十一条第十四項及び第十五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとするときについて準用する。この場合において、同条第十四項中「特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載されている第四項第一号イ及びロに掲げる事項」とあるのは、「基盤確立事業実施計画に記載されている第三十九条第三項第一号イ及びロに掲げる事項」と読み替えるものとする。
- 8 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、基盤確立事業実施計画に第三項第二号に掲げる事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。
- 9 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る基盤確立事業実施計画の内容を公表するものとする。

(基盤確立事業実施計画の変更等)

第四十条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定基盤確立事業者」という。）は、当該認定に係る基盤確立事業実施計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定基盤確立事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、認定基盤確立事業者が前条第一項の認定に係る基盤確立事業実施計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定基盤確立事業実施計画」という。）に従って基盤確立事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(食品等流通法の特例)

第四十一条 認定基盤確立事業実施計画に従って行われる基盤確立事業（以下「認定基盤確立事業」という。）に食品等の流通の合理化が含まれる場合には、当該食品等の流通の合理化を行う認定基盤確立事業者を食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者と、認定基盤確立事業実施計画（当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。）を同条第二項に規定する認定計画と、認定基盤確立事業（当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。）を食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化学業とそれぞれみなして、食品等流通法第七条の規定を適用する。

(種苗法の特例)

第四十二条 農林水産大臣は、認定基盤確立事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該認定基盤確立事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該認定基盤確立事業を行う認定基盤確立事業者であるときは、政令で定め

るところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者

二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定基盤確立事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定基盤確立事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該認定基盤確立事業を行う認定基盤確立事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該各年分の登録料を軽減し、又は免除することができる。

一 その登録品種の育成をした者

二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

（農地法の特例）

第四十三条 認定基盤確立事業者が認定基盤確立事業実施計画（第三十九条第三項第一号イ及びロに掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。）に従って同号ロの施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2 認定基盤確立事業者が認定基盤確立事業実施計画に従って第三十九条第三項第一号ロの施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（財産の処分の制限に係る承認の手続の特例）

第四十四条 認定基盤確立事業者が認定基盤確立事業実施計画（第三十九条第三項第二号に掲げる事項が記載されているものに限る。）に従って基盤確立事業を行う場合には、当該認定基盤確立事業実施計画に係る認定があったことをもって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなす。

第五章 雑則

(援助)

第四十五条 国及び地方公共団体は、この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第四十六条 都道府県知事は、認定農林漁業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定基盤確立事業者に対し、認定基盤確立事業実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第四十七条 第三十九条第一項、同条第四項、第五項、第八項及び第九項（これらの規定を第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項から第三項まで、前条第二項並びに第四十九条における主務大臣は、農林水産大臣及び基盤確立事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第三十九条第一項及び第三項第一号ロ(2)、同条第九項（第四十条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十条第一項における主務省令は、農林水産大臣及び基盤確立事業に係る事業を所管する大臣の共同で発する命令とし、第四十九条における主務省令は、前項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(環境大臣との関係)

第四十八条 農林水産大臣は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(権限の委任)

第四十九条 この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

(事務の区分)

第五十条 この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十一条第六項（第二号に係る部分に限り、第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものに限る。）

二 第二十一条第十二項（同条第十六項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務

三 第二十一条第十三項（同条第十六項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものに限る。）

四 第三十九条第五項及び第六項（これらの規定を第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る基盤確立事業実施計画に係るものに限る。）

第六章 罰則

第五十一条 第四十六条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止）

第二条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）は、廃止する。

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前にされた前条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（次項において「旧持続農業法」という。）第四条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧持続農業法第四条第一項の認定（旧持続農業法第五条第一項の変更の認定を含む。）を受けている導入計画（旧持続農業法第四条第一項に規

定する導入計画をいう。以下この項において同じ。)については、なおその効力を有するものとし、当該導入計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた導入計画に関する認定の取消し、農業改良資金融通法の特例及び報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

| | |
|---|---|
| <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和四年法律第三十七号)</p> | <p>この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第二十一条第六項(第二号に係る部分に限り、第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものに限る。)</p> <p>二 第二十一条第十二項(同条第十六項(第二十二条第四項において準用する場合を含む。))及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| | <p>三 第二十一条第十三項(同条第十六項(第二十二條第四項において準用する場合を含む。))及び第二十二條第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものに限る。)</p> <p>四 第三十九条第五項及び第六項(これらの規定を第四十条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る基盤確立事業実施計画に係るものに限る。)</p> |
|--|--|

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第八条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び都市農業振興基本法(平成二十七年法律第十四号)」を「、都市農業振興基本法(平成二十七年法律第十四号)及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)
 第九条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十条を次のように改める。

第一百二十条 削除

(内閣総理大臣臨時代理・総務大臣臨時代理・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・

環境大臣署名)

環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。

第一 環境負荷低減事業活動の促進の意義及び目標に関する事項

1 環境負荷低減事業活動の促進の意義

近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境は大きく変化している。これらに対処し、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展と国民に対する食料の安定供給の確保を図る観点から、農林水産省では、令和3年にみどりの食料システム戦略を策定したところである。

この戦略を実現していくためには、法第3条に規定する基本理念にのっとり、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより、農林水産物等の生産から販売に至る各段階で環境への負荷を低減し、当該農林水産物等の流通及び消費が広く行われる環境と調和のとれた食料システムの確立を図ることが重要である。

特に農林漁業は、土地や水、生物資源などの自然資本に立脚しており、環境の変化による影響を受けやすく、また、その事業活動を通じて環境に直接作用する産業である。このため、農林漁業の持続的な発展を図るためには、農林漁業に由来する環境への負荷（以下「環境負荷」という。）の低減を図る農林漁業者の取組を促進するとともに、当該取組の実施を容易にするための技術の研究開発や活用、当該取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に資する流通の確保等を通じて、環境負荷の低減を図る取組の基盤を確立する必要がある。

また、燃油や化学肥料の原料を海外からの輸入に依存する我が国において、環境負荷の低減を図る取組を促進する中で国内資源を有効活用することは、食料安全保障の確立にも寄与するものである。

このような観点から、法第2条第4項に規定する環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与するものである。

2 環境負荷低減事業活動の促進の目標

環境負荷低減事業活動の促進の目標として、2024年までに環境負荷の低減に取り組むモデルを50地区創出することとする。こうしたモデルの横展開や、既に実用化されている有用な技術の導入を促進すること等により、みどりの食料システム戦略のKPI2030年目標のうち、以下の目標の達成を目指すものとする。

- ・2030年までに化学農薬使用量（リスク換算）を10%低減
- ・2030年までに化学肥料使用量を20%低減
- ・2030年までに有機農業の取組面積を6.3万haに拡大
- ・2030年までに燃料燃焼による二酸化炭素排出量を10.6%削減
- ・2030年までに加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合を50%に拡大

第二 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的な事項

1 環境負荷低減事業活動の促進の基本的な方向性

環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、環境負荷が物質循環を介して、地域全体の自然環境に影響を与えるものであること、環境負荷の低減により、農林漁業の持続性の確保に資することが重要であることを踏まえ、地方公共団体や農林漁業者、食品産業の事業者など、地域の関係者が連携し、環境負荷の低減に資する生産方式の導入と合わせて、これに伴う労働負荷や生産コストの低減、農林水産物等の流通の確保、付加価値向上等の創意工夫の取組を推進するものとする。

2 環境負荷低減事業活動の内容

環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

(1) 農林漁業者が行う事業活動であること

法第2条第3項の「農業者、林業者若しくは漁業者」とは、農林漁業の事業活動を行う者をいい、自ら農林漁業の経営を行っている者のほか、農作業等を受託する組織も事業活動の主体となることができる。また、「これらの者の組織する団体」とは、農業協同組合、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする協同組織をいう。さらに、同項の「主たる構成員又は出資者となっている」とは、議決方法に関する定款等の定めに応じ、農林漁業者又は同項の「これらの者の組織する団体」が、意思決定について主導的な役割を果たし得るものであることをいう。

なお、法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画においては、同条第3項に規定するとおり、認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う措置に関する事項を含め、計画の対象とすることができる。

(2) 環境負荷の低減を図るために行う法第2条第4項各号のいずれかに掲げる事業活動であること

- ① 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われ

る生産方式による事業活動（同項第1号）

化学肥料及び化学農薬の過剰な施用に伴い発生する水質汚濁や土壌の劣化、生物多様性の低下等の環境負荷の低減を図るため、土づくりと、化学肥料及び化学農薬の使用量の削減に資する生産技術を活用する取組を一体的に行う事業活動が該当し、化学肥料及び化学農薬を使用しない有機農業についてもこれに該当する。

具体的には、定期的に土壌診断を行った上で、家畜排せつ物等の有効利用により得られる堆肥等の施用を通じて土壌の性質の改善を行うとともに、局所施肥技術の導入や有機質肥料の施用、カバークロープ（緑肥）の作付け等による化学肥料の施用の減少、病害虫の発生の予防を含む様々な防除方法を組み合わせた総合防除の実践等を通じた化学農薬の使用の減少に取り組むものとする。また、これらの取組の実施に当たっては、地域の農業協同組合の生産部会等で栽培管理の手順・手法を定める栽培暦の改定及びその実践等の取組として一体的に行うことが期待される。

② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動（同項第2号）

農林業機械・漁船や、施設園芸での加温設備等における燃油使用に由来する二酸化炭素、農地土壌及び家畜排せつ物の管理並びに家畜の消化管内発酵に由来するメタン及び一酸化二窒素等、農林漁業の事業活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動が該当する。

具体的には、農林業機械・漁船の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替え、施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入、水田作における秋耕の実施や中干し期間の延長、強制発酵等の温室効果ガスの発生量が少ない家畜排せつ物の管理方法への転換、アミノ酸バランス改善飼料への切替え等の取組のほか、農林漁業の事業活動における再生可能エネルギーの活用等が含まれる。

③ 農林水産省令で定める事業活動（同項第3号）

「環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）第1条第1項の規定に基づき、別途農林水産大臣が定めるものとする。

なお、いずれの取組を行う場合にあっても、農林漁業者の経営状況等に照らして環境負荷低減事業活動に相当程度取り組む見込みであることに加え、当該環境負荷低減事業活動が企図する特定の環境負荷の低減の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう留意する必要がある。具体的には、事業活動を通じて適正な施肥及び防除、エネルギーの節減、悪臭及び害虫の発生防止、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止、環

境関係法令の遵守等、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を実践するとともに、生産情報等のデータの記録及び保存に努めることが求められる。

(3) 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、農林漁業の持続的な発展等を目的とするものであることを踏まえ、農林漁業の持続性の確保に資するものである必要がある。

具体的には、当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであることが必要である。例えば、個々の経営状況等に照らして、スマート農業技術を始めとする先端的技术やそれらを活用した農業支援サービスの積極的な利用、食品事業者と連携した新商品の開発や販路開拓などを通じて、環境負荷低減事業活動に伴って増大する労働負荷や生産コストの低減、付加価値の向上等、生産性を維持又は向上させるための取組を推進し、農林漁業の所得の維持又は向上を図るなど、持続性の確保に資することが求められる。

3 環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標

環境負荷低減事業活動実施計画に記載する環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標は、当該実施計画の実施により達成が見込まれるものであり、また、事業実施場所がその区域に含まれる基本計画（法第 16 条第 1 項に規定する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」をいう。以下同じ。）の推進に資するよう、化学肥料及び化学農薬、燃油等の使用量、有機農業等の環境負荷の低減を図る取組の面積、温室効果ガスの排出量等適切な数値指標を用いて定めるものとする。

4 環境負荷低減事業活動の実施期間

環境負荷低減事業活動実施計画に記載する環境負荷低減事業活動の実施期間は、5年間を目途に定めるものとする。

第三 特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域（特定区域）の設定に関する基本的な事項

1 特定環境負荷低減事業活動の内容

特定環境負荷低減事業活動は、法第 15 条第 2 項第 3 号の規定のとおり、集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高めるものとして規則第 2 条の規定に基づき、別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動をいい、地域のモデルとなり得る先進的な取組を想定している。

具体的には、有機農業の生産団地の形成と地域農産物のブランド化を図る事業活動、産地全体で環境負荷の低減に資する先端的技术を備えた機械を導入し、共同利用を通じて導入コストを効果的に低減させる事業活動、地域の清掃工場等から排出

される熱や二酸化炭素を分離・活用した施設園芸団地の形成を図る事業活動等の取組が含まれる。

特定環境負荷低減事業活動は、集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高めるものであることから、実際に「集団又は相当規模で行われ」、「地域における環境負荷の低減の効果を高める」必要がある。このため、実施主体は、2戸又は2名以上の共同で実施する農林漁業者を基本的に想定しているが、一の個人又は法人が地域の実情からみて相当規模で環境負荷の低減に取り組む場合には、これも認定できるものとする。また、当該特定環境負荷低減事業活動において、生産及び流通の方式の全部又は一部の共通化を図るとともに、事業実施場所が存する地域の市町村等の地方公共団体と連携・協力し、技術の普及指導、新技術の実証、他地域との交流等を通じて環境負荷低減事業活動の地域における普及拡大に努めることが求められる。

これらの点については地方公共団体が基本計画の作成に当たって特定区域を設定する際に、当該区域で促進する取組内容について、地域の特性と実情を踏まえて設定できるものとする。

また、法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画では、同条第2項第5号に掲げるとおり、特定環境負荷低減事業活動実施計画の達成状況の評価に関する事項について記載することとしており、特定環境負荷低減事業活動を行う農林漁業者は、地域のモデルとして自らの事業活動の状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制の整備が求められる。

なお、同条第3項に規定するとおり、特定環境負荷低減事業活動実施計画においては、認定を受けようとする農林漁業者以外の者が行う措置に関する事項を含めることができることから、特定環境負荷低減事業活動を行う農林漁業者は、必要に応じて、これらの関係者と連携し、地域一体となった取組を形成することが望ましい。

2 特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域の設定に関する基本的な方向性

法第15条第2項第3号に規定する特定区域は、地方公共団体が自らの発意により、特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域として基本計画の中で定めることができるものである。

特定区域の設定に当たっては、特定環境負荷低減事業活動の実施により高い環境負荷の低減の効果が見込まれる区域を設定することとし、基本計画の期間内に、区域内において特定環境負荷低減事業活動を相当程度実施又は拡大することを目指すことを基本とする。したがって、特定区域を定める際には、区域内で想定する特定環境負荷低減事業活動の具体的な実施内容を併せて明確にする必要がある。

設定する区域の単位については、①農業集落、大字、学区、旧行政区域の単位など自然的社会的諸条件からみて一定のまとまりを有することを基本としつつ、②当該区域の取組の実態等を勘案し、飛び地も含めて設定できるものとする。また、特

定の農地区画で栽培管理の方法をきめ細かく管理する場合など、必要に応じて地番等を用いて定めることも可能とする。

なお、特に、3の協定の活用が想定される場合は、特定区域を設定する必要があることに留意すること。

3 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

法第31条第1項に規定する有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「協定」という。）は、特定区域内において、農林漁業者が基本計画に位置付けられた特定環境負荷低減事業活動として地域ぐるみで安定的に有機農業に取り組もうとする場合に、病虫害のまん延や農薬の飛散の防止等、慣行栽培との営農手法の調整の課題について地域で合意形成を図るための協定を締結し、市町村長（同条第2項第1号に規定する協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合には、都道府県知事）の認可を受けることができるようにするものである。

協定の認可により、協定区域の農用地の所有者等が変わっても協定が引き続き効力を有することとなり、安定的に有機農業に取り組むことができるようになるほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく公告縦覧等の手続を不要とし、農用地区域に編入しやすくすることにより、開墾地等でも基盤整備事業等を利用しやすくする措置を講じている。

特定区域において求められる特定環境負荷低減事業活動として有機農業の生産団地の形成を図ることとしている市町村及び都道府県にあっては、区域内の農業者の意向を踏まえ、協定の積極的な活用を促すよう努めるものとする。

なお、法第31条第1項に規定するとおり、協定区域は「相当規模の一団の農用地」である必要があるが、特定区域内にある全ての農用地を対象とする必要はなく、地域の実情に照らし、関係する農用地の所有者等が合意できる範囲で、かつ、協定の効果が期待できる一定のまとまりを有していれば足りるものとする。

第四 環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画の作成に関する基本的な事項

1 基本計画の作成主体

基本計画は、特定環境負荷低減事業活動を始めとする環境負荷の低減に向けた地域のモデル的な取組の創出とその横展開を効果的に進める観点から、地域の広域的な農林水産政策の方向性を定め、技術の普及指導を担う都道府県と、環境負荷の低減に取り組む生産団地の形成に向けた農林漁業者と事業者とのマッチングや土地の利用調整等を担う市町村の双方が連携しながら取り組めるよう、法第16条第1項に規定するとおり、自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県が共同して作成できるものとしている。

ここで、「自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域」とは、地理的に分断されておらず連続性を有すること（自然的）、地域内での取引等が継続的に反復して行われていること（経済的）、都道府県の支庁や農林漁業者が構成する団体の管轄区域（社会的）等を総合的に勘案して、一体性が認められる地域を指すものとする。

なお、一の都道府県の全域を区域とし、都道府県と当該都道府県内の全市町村が共同で基本計画を作成することが可能である。

2 基本計画の内容

市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たっては、法第 16 条第 2 項の規定に基づき、以下の点に留意して作成するものとする。

(1) 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

市町村及び都道府県は、地域の農林漁業の現状や特性を踏まえ、環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標について、各地域で把握可能な任意の指標を用いて定めるものとする。具体的な目標例としては、例えば、土づくりや化学肥料及び化学農薬の削減に取り組む農業者数、有機農業の取組面積等が挙げられる。このほか、環境負荷低減事業活動の促進に寄与するものであれば、国際水準相当の農業生産工程管理（国際水準 GAP）に取り組む農業者数など、補足的な目標として定めることができる。

目標の設定に当たっては、基本方針の目標の達成に資するものとする、目標年度は 5 年間を目途として定量的に定めるものとする、基本計画の実施状況等を評価し、適切な検証を行えるよう、目標の達成状況を適切に計測及び管理する手法を明確化することに留意するものとする。

(2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

市町村及び都道府県は、(1) で定める目標の達成への寄与、地域における施肥基準や栽培暦といった慣行的な化学肥料や化学農薬の使用量（慣行レベル）等地域の標準的な生産方式を勘案し、主要な営農類型における導入すべき技術体系など、環境負荷低減事業活動として推奨する取組の類型を定めるものとする。

また、市町村及び都道府県は、地域の標準的な生産方式や農林漁業者の実施状況を踏まえ、必要に応じて環境負荷低減事業活動として求められる環境負荷の低減の水準を定めることができる。

なお、本事項を定めるに当たっては、法の施行に伴い廃止される前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 3 条第 1 項に基づく導入指針において定められている導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容についても、継続して取り組めるよう配慮するものとする。

(3) 特定区域を定める場合における当該特定区域の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する

事項

特定区域の区域は、第三の事項を踏まえて、市町村及び都道府県の発意により定めるものとする。特定区域の設定により、特定区域内において特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者（法第 21 条第 3 項の措置を行う者を含む。）には行政手続のワンストップ化等の特例措置が講じられることとなる。このため、特定区域の設定に係る内容の妥当性の確保や合意形成のための手続として、市町村及び都道府県は、基本計画において特定区域に係る事項を定めようとするときは、その旨を公告し、当該事項の案を、理由を記載した書面を添えて、2 週間公衆の縦覧に供すること（法第 16 条第 3 項）、利害関係人（特定区域の内外で事業を行う農林漁業者等）は、縦覧期間中に当該事項の案について、都道府県に意見書を提出することができること（同条第 4 項）としており、市町村及び都道府県は、特定区域の設定に当たり、当該手続を適切に実施する必要がある。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、環境負荷の低減に資する先端的技術の成果の利用や当該技術を備えた機械のリース方式での提供、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の付加価値の向上等、法第 2 条第 5 項に規定する基盤確立事業を有効に活用することにより、農林漁業者による環境負荷を低減させ、農林漁業の持続的な発展につなげることが重要である。

このため、市町村及び都道府県は、区域内の農林漁業者が自らの状況に応じて適切な基盤確立事業を活用できる環境の整備を図るため、地域の農林漁業の特性や基盤確立事業者との連携等の実態を踏まえ、今後活用が期待される基盤確立事業の具体的内容について定めるものとする。

(5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、その持続性を確保する観点から、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物等の販路を確保する取組が重要である。

このため、市町村及び都道府県は、当該農林水産物の流通及び消費を促進する観点から、環境負荷の低減を通じた地域産農林水産物のブランド化の推進、有機農産物などの学校給食や庁舎等の食堂における利用等を通じた地産地消や、食育など消費者の理解の促進、食品事業者と連携した輸出の促進や販路の開拓、農林水産物の集出荷拠点の整備による流通コストの削減に関する事項等について定めるものとする。

(6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、特定区域の早期の設定を通じて、

地域のモデル的な取組を創出し、その横展開を図ることが効果的であり、市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たり特定区域の設定に努めることとする。

その際、農林漁業者、食品産業の事業者その他の事業者や研究機関、普及組織等との有機的な連携の推進、地域の人材育成等の取組が重要となることから、国の施策の活用を含め、域内の農林漁業者が行う環境負荷低減事業活動の促進に向けて講じる支援措置や推進体制等を基本計画に記載するものとする。

なお、市町村及び都道府県における推進体制については、農林水産部局を中心としつつ、商工、環境、教育等の関係部局と連携するなど、関係部局が一体的に取り組むよう工夫するものとする。

3 基本計画の作成に当たって配慮すべき事項

(1) 市町村及び都道府県の役割分担の明確化

基本計画の作成に当たっては、法第 16 条第 6 項の規定のとおり、環境負荷低減事業活動の促進が効果的かつ効率的に図られるよう、地域の取組実態に応じて市町村及び都道府県の双方が役割分担を明確化するものとし、市町村、都道府県いずれの発意による場合にあっても互いに協力及び連携して取り組むものとする。

なお、基本計画については、都道府県が主導して基本計画の素案を作成した上で、特定区域を設定し地域ぐるみの事業活動を促進しようとする市町村その他の当該都道府県域内の全ての市町村に照会を行うなど取りまとめを行い、都道府県が当該都道府県域内の全ての市町村と連名の基本計画を作成することを基本とする。ただし、地域のモデル的な取組の創出に取り組むため、市町村が主導して計画を作成する場合には、都道府県と調整の上、都道府県が主導して作成する基本計画との整合を図った計画を都道府県と連名で作成することも可能である。

(2) 市町村及び都道府県における既存計画等の有効活用

基本計画の作成に当たっては、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）等に基づき地方公共団体が策定している農林水産施策や環境施策に関する計画等（計画と同様の性質を有する戦略、大綱、方針その他の文書を含む。以下この（2）において同じ。）や、地域の農林水産施策の総合的かつ計画的な推進を図るために地方公共団体が独自に策定している計画等を活用することができるものとする。

(3) 基本計画の作成に当たっての地域の合意形成の促進

特定区域での取組を始め、基本計画の実効性を高めるためには、あらかじめ基本計画を作成する市町村及び都道府県のみならず、農林漁業者及びその組織する団体、基盤確立事業の実施主体となる農機メーカー、資材メーカー、食品事業者、地域の金融機関等、関係者が一体となって取組を進めることが重要である。このような観点から、基本計画の作成及びその推進に当たっては、関係者との意見交

換を実施するほか、必要に応じて、関係者で構成する協議会を組織し、事前に当該基本計画に定める事項について当該協議会に協議するなど地域の食料システムの関係者の相互連携と合意形成を促すことに配慮するものとする。

(4) 地域の環境保全に関する施策や土地利用調整に関する施策との調和

市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たっては、法第 16 条第 5 項に規定するとおり、環境負荷低減事業活動の実施が地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全など地域の環境保全に寄与するとともに、特定区域の設定を通じた特定環境負荷低減事業活動の促進に当たり農山漁村と都市それぞれの健全な発展と秩序ある整備に配慮するため、地方公共団体が関係法令に基づき実施する地域の環境保全に関する施策や土地利用調整に関する施策との調和を図るものとする。

このため、市町村及び都道府県が基本計画を作成する場合には、農林水産施策を所管する部局と環境施策を所管する部局との間で、特定区域を定める場合には、農林水産施策を所管する部局と都市計画等の施策を所管する部局との間で相互に連携し、基本計画の内容について協議を行うこと等により、基本計画を作成する市町村の区域において関係する各種計画と基本計画との整合性を確保すべきである。

第五 基盤確立事業の実施に関する基本的な事項

1 基盤確立事業の促進の基本的な方向性

環境負荷の低減を図る取組は、農林漁業者にとって、従来の生産方式から転換するものであり、特に化学農薬の使用削減や有機農業の拡大の実施に当たっては、労働負荷及び労働時間の増大、病害虫のまん延による減収リスク等が生じ得るものであることから、農林漁業の持続的発展との両立が課題となる。

農林漁業者の減少及び高齢化等、我が国農林漁業が厳しい経営環境にある中、これらの課題解決に向けては、農林漁業者自らの取組のみならず、農林漁業者以外の事業者が持つ技術や知見、経営資源を積極的に取り入れ、農林漁業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を全国的に整備することが重要である。

このような観点から、環境と調和のとれた食料システムの確立を図るため、法第 2 条第 5 項に規定する基盤確立事業を促進するための国の認定制度を設け、先端的技術の研究開発及び実証、環境負荷の低減に資する資材又は機械の生産及び販売、環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物を用いて行う新商品の開発や販路開拓等の事業を推進するものとする。

2 基盤確立事業の内容

基盤確立事業は、以下の要件に適合したものとする。

- (1) 法第 2 条第 5 項各号に掲げる以下の①から⑥までのいずれかの事業であって、「環境負荷の低減の効果の増進」又は「環境負荷の低減を図るために行う取組を

通じて生産された農林水産物の付加価値の向上」に相当程度寄与するものであること

「環境負荷の低減の効果の増進」とは、以下の①から⑥までのいずれかの事業を通じて、農林漁業者が環境負荷の低減に取り組む際の労働負荷や生産コストの上昇、収量の低下等の課題に対処し、農林漁業者が環境負荷の低減に取り組みやすくなることをいう。また、「環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上」とは、環境負荷低減の取組が持続的に行われるためには、当該取組を通じて生産された農林水産物が再生産可能な価格で十分な量が流通することが重要なことから、以下の①から⑥までのいずれかの事業を通じて、農林漁業の所得向上につながる新たな付加価値を創出することをいう。

なお、事業の実施に当たっては、許認可や届出等を要する個々の関係法令や国が定めるガイドライン等を遵守するよう留意するものとする。

① 先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進（同項第1号）

ロボット、AI、IoT等を活用したスマート農業技術を始め、環境負荷の低減に対して効果のある技術の研究開発を行い、当該研究開発の成果の事業化を目指す事業をいう。

「先端的な技術」であるかについては、現行の技術の水準、当該技術の普及状況や事業の新規性等を総合的に勘案するものとする。

なお、第1号事業として認定を受けた基盤確立事業実施計画のうち資材又は機械類の開発に該当するものについては、当該計画の実施期間が終了し当該技術の研究開発の成果の移転が適切に図られた後において、引き続き当該技術の普及に取り組む場合には、第3号事業又は第4号事業に円滑に移行できるものとする。

② 新品種の育成（同項第2号）

病虫害抵抗性や少肥適応性等、環境負荷の低減に資する生産方式に適した新たな品種を育成する事業をいう。

③ 環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売（同項第3号）

環境負荷の低減を図るため、堆肥を広域的に流通させるためのペレット堆肥や混合堆肥複合肥料、食品残さを活用した有機質肥料その他の環境負荷の低減に資する資材の製造及び販売、除草機や可変施肥機その他の環境負荷の低減に資する機械類の製造及び販売に取り組む事業をいう。なお、「物件」とはソフトウェアを含み、④において同様である。

④ 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させること（同項第4号）

環境負荷の低減に効果のあるスマート農業機械等の産地全体での導入の加速化に資する当該機械等のリース・レンタル等を行う事業をいう。

- ⑤ 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓（同項第5号）

環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物を活用した新商品の開発、製造又は当該新商品の販路の拡大を行う事業をいう。

「不可欠な原材料」であるかについては、当該農林水産物を原材料として用いることが当該商品の品質等を特徴づけるものとなっているか等を総合的に勘案するものとする。

- ⑥ 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化（同項第6号）

「流通の合理化」とは、農林水産物の流通コストを削減するための流通の効率化、農林水産物の価値を高め、又は新たな需要を開拓するために行う流通上の品質管理や衛生管理の高度化等をいう。具体的には、環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物について、荷さばき業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化、又は品質管理若しくは販売情報管理の高度化等、既に用いている流通の方式を改善し又は新たな流通の方式を導入する事業をいう。

- (2) 事業効果が広域的に寄与すること

基盤確立事業は、農林漁業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を全国的に整備するものであることから、事業展開による環境負荷低減の取組への効果が地域の農業協同組合の管轄区域や県域を超えて波及することが求められる。その際、自らの事業の実績又は同業他社の事業の実施状況等を勘案するものとする。

- (3) 事業内容が一定の先進性を有すること

基盤確立事業は、環境負荷の低減の効果の増進を相当程度期待するものとして、事業内容について一定の先進性を有することが求められる。その際、現行の技術水準や当該技術を備えた製品及びサービスの普及状況、同業他社や事業実施地域における事業の実施状況等を勘案するものとする。

3 基盤確立事業実施計画の作成に関する事項

- (1) 作成主体

基盤確立事業を実施しようとする者が単独又は共同で作成するものとし、業種や事業規模等について特段の定めは設けないものとする。

- (2) 基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に関する目標に関する事項

基盤確立事業を実施しようとする者は、その事業内容に応じて、実施期間において達成すべき環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に関する目標を定めるものとする。目標の設定に当たっては、研究開発等に関する事業であれば当該技術の性能や当該技術を活用した製品等の市販化時期及び価格、機械類の生産及び販売、新商品の生産及び販売の拡大に関する事業であれば当該製品等の取引量の拡大など当該事業内容に整合的なものとする、基本方針の目標の達成に資するものとする、目標年度は事業の実施期間の終了年度とすること、事業の実施状況等を評価し、適切な検証を行えるようにすることに留意するものとする。

(3) 基盤確立事業の内容及び実施期間

実施期間内に実施する基盤確立事業の具体的な内容及び実施時期について記載するものとする。実施期間は、5年（新品種の育成に関する事業については10年以内）を目途に定めるものとする。

(4) 基盤確立事業の実施体制

基盤確立事業の内容に係る役割分担等の実施体制について記載するものとする。

4 租税特別措置法に基づく農林漁業者が導入する機械等に係る課税の特例の確認等に関する事項

(1) 環境負荷低減事業活動用資産に関する事項

青色申告書を提出する個人又は法人で法第19条第1項又は第21条第1項の認定を受けた農林漁業者は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第11条の4第1項及び第44条の4第1項等の規定に基づき、環境負荷低減事業活動用資産の取得等を行った場合に所得税又は法人税の課税の特例措置を受けることができる。

環境負荷低減事業活動用資産とは、法第20条第3項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画又は法第22条第3項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産であって、その取得価額が100万円以上であり、基盤確立事業実施計画の認定の際に、事業者が基盤確立事業において製作又は建設する機械等が次の基準のいずれにも該当することについて確認できたもの及び当該機械等と一体的に整備される建物等に限られる。

① 次のいずれかに該当する機械等であること。

イ 慣行的な生産方式と比較して、化学肥料又は化学農薬の施用又は使用の量の減少に資する機械等（複数の営農条件で有効性の確認が行われたものに限る。）（例：可変施肥機）

- ロ 環境負荷低減事業活動（化学肥料及び化学農薬の施用及び使用の量を減少させる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な機械等（例：水田用除草機、色彩選別機）
 - ② 一定期間内（10年以内）に販売されたモデルであること。
 - ③ 基盤確立事業実施計画の認定時点でその販売台数がその販売者の旧モデルの販売台数を下回っているモデル（ベンチャー企業等が初めて事業化したモデルを含む。）のものであること。
- (2) 基盤確立事業用資産に関する事項

青色申告書を提出する個人又は法人で法第39条第1項の認定を受けた者は、租税特別措置法第11条の4第2項及び第44条の4第2項等の規定に基づき、基盤確立事業用資産の取得等を行った場合に所得税又は法人税の課税の特例措置を受けることができる。

基盤確立事業用資産とは、法第40条第3項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された基盤確立事業の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、化学肥料又は化学農薬に代替する生産資材（普及が十分でないものに限る。）を製造する専門の機械等（例：堆肥の広域流通を促進するペレット化装置）及び当該機械等と一体的に整備される建物等をいう。

第六 その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項

1 租税特別措置法に基づく課税の特例に係る措置

法及び租税特別措置法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者、基盤確立事業実施計画の認定を受けた者については、それぞれ所得税又は法人税に係る課税の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての初期の税負担の軽減に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、法に基づく認定制度の運用に当たっては、農林漁業者等に対して当該措置の積極的な活用を促すよう努めるものとする。

2 融資の特例に係る措置

法第26条に規定する認定農林漁業者及び法第40条第1項に規定する認定基盤確立事業者については、法及び各種資金要綱に基づき、下記の融資の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての資金の確保に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等と連携し、これらの特例措置が円滑に活用されるよう努めるものとする。

(認定農林漁業者への措置)

- ・農業改良資金の償還期限の延長（法第23条）

- ・ 林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（法第 24 条第 1 項及び第 2 項）
- ・ 沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）に基づく経営等改善資金の償還期間の延長（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）
- ・ 畜産経営環境調和推進資金の貸付適用（法第 26 条）
- ・ 食品流通改善資金の貸付適用（法第 27 条）
（認定基盤確立事業者への措置）
- ・ 食品流通改善資金の貸付適用（法第 41 条）
- ・ 新事業活動促進資金の貸付適用

その際、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等との連携に当たり、株式会社日本政策金融公庫等の政府系金融機関が民間金融機関の金融を補完することを旨としていることに鑑み、民間金融機関による積極的かつ主体的な取組を促すよう努めるとともに、国は、ESG を考慮した融資等が環境負荷低減事業活動の促進に資するものであることに鑑み、民間金融機関による ESG 地域金融の取組の推進に努めるものとする。

3 既存の施設等の有効活用の促進

地域ぐるみで環境負荷の低減を図る取組等を進めるに当たっては、大規模な有機農業団地の形成に不可欠な堆肥を共同で処理・保管する堆肥舎、共同利用する環境負荷の低減に資する農業機械の格納庫、当該取組を通じて生産された農産物を慣行農産物と切り分けて流通・加工・販売する施設など複数の施設を活用するニーズが想定される。

これらのニーズに対応し、環境負荷低減事業活動の促進を図る観点から、基本計画を作成している地方公共団体は、地域の既存施設等の有効活用に努めるものとする。その際、必要に応じて、認定特定環境負荷低減事業活動実施計画及び認定基盤確立事業実施計画に係る補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に規定する財産をいう。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用すること等をいう。）に係る行政手続の簡素化の措置の活用について検討するものとする。

4 環境と調和のとれた食料システムの確立のための施策の総合的な推進

国は、法第 4 条に規定するとおり、環境と調和のとれた食料システムの確立を図る上で必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有している。

このため、国は、法第 2 章に掲げる国が講ずべき施策の規定を踏まえ、関係省庁間の相互連携の下、法に基づく措置と併せて、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する関連施策の推進に努めるものとする。具体的には、みどりの食料システム戦略、農林水産省地球温暖化対策計画、農林水産省生物多様性戦略に基づく取組を積極的に促進するとともに、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基

づく課税の特例（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく株式会社脱炭素化支援機構による資金供給、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）に基づく農林漁業法人等投資育成事業の推進、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）に基づく多面的機能発揮促進事業の推進、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）に基づく措置その他関係法令に基づく支援措置の活用、法に基づく認定制度と農林水産関係予算事業との連携等、総合的に施策を推進する。

また、環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、現場の取組状況や課題を踏まえ、施策を点検・検証し、改善していく不断の取組が重要である。

このため、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、当該基本計画、認定環境負荷低減事業活動実施計画、認定基盤確立事業実施計画等の進捗状況に係るデータを的確に把握するとともに、各地の取組事例を収集し、地域の食料システムの関係者と共有するなど、取組の横展開が効果的に図られるよう、現場への伴走的な支援に努めるものとする。